

令和6年9月11日

公益社団法人
神奈川県宅地建物取引業協会小田原支部
支部長 藤井香大 様

神奈川県宅建政治連盟小田原地区連盟
地区本部長 藤井香大 様

南足柄市長 加藤 修平



要望書に対する回答について

令和6年8月9日付けで提案・要望のありましたことにつきまして、次のとおり回答します。

1. デジタル化・オンライン化について

要望： 南足柄市地理情報システム（ミナミ・ナビ Mi-Navi）について昨年度の回答にて、データを担当課が直接公開できるようになり、情報更新のタイムラグが少なくなった旨ご説明をいただきました。今後は掲載情報をさらに拡充していただきますよう要望します。

回答： 令和6年には、南足柄市防災ハザードマップを更新いたしました。今後も掲載情報の更新をしていくとともに、ミナミ・ナビの利活用を推進してまいります。

（企画課）

要望： 窓口での各種支払いのキャッシュレス化について市税や各種料金だけでなく、証明書発行窓口の手数料などもキャッシュレス対応をしていただくよう要望します。

回答： 市役所窓口での支払いについては、昨今のキャッシュレス化の状況を見据えて、導入の方向で調整中です。今後も社会情勢等を注視しながら、市民サービスの向上に努めてまいります。

（企画課）

要望： 農地転用5条に関する昨年度の要望に対する回答によりますと、原則、中2日、早ければ翌日に処理いただいております。迅速な対応をしていただいております。今後、デジタル化・オンライン化が進む社会においては農地転用5条に関しても申請がオンラインで可能になるよう要望します。

回答： 農地法に関する手続き等は、農地法関係事務処理要領によって行っております。国は、今後の申請のオンライン化を見据え、農地転用許可申請書等の添付書類の簡素化

を進めているところですが、オンライン申請が可能な状況には至っておりません。

(農業委員会事務局)

2. 各種申請における登記情報提供サービスの利用について

要望： 各種手続きにおける申請書類に関し「登記情報サービス」にて取得できる登記情報(いわゆるネット謄本)を利用できるように要望します。

回答： 道路・水路の占有申請や土地官民境界確認申請については、ネット謄本の利用が可能です。

一方、農地法に関する手続き等につきましては、農地法関係事務処理要領により、登記情報サービスの照会番号を以て登記事項証明書の提出を省略できるとしてはいますが、本市ではインターネットサービスの利用をしていないため、引き続き、登記事項証明書の原本提出をお願いします。

(都市整備課・農業委員会事務局)

要望： 道路・水路の占有許可や農地転用5条の申請など、現在、法務局にて取得した登記簿謄本や図面類を添付する各種手続きにおいても、オンライン申請を可能としていただくよう要望します。

回答： 道路・水路の占有申請につきましては、現時点ではオンライン手続きについての考えはありません。農地法に関する手続き等につきましては、農地法関係事務処理要領により行っております。国でも、今後のオンライン化等を見据え、農地転用許可申請書等の添付書類の簡素化を進めているところですが、オンライン申請が可能な状況には至っておりません。

(都市整備課・農業委員会事務局)

3. 道路のセッバック・整備について

要望： 去年の回答より、分筆登記を市で行うなど、寄附者の負担軽減方法の検討をして頂く旨ご回答をいただきました。財政的に申請毎に対応すると費用が嵩むのであれば、10～20申請分がまとまった段階で、測量業者に委託し、測量・分筆手続きを行うといった方法が他の市町では取られているようです。引き続き検討を進めていただくよう要望します。また進捗がございましたらお聞かせ願います。

回答： 分筆登記につきましては、嘱託登記を行うなどの対応をしております。申請に際しては、申請者が分筆登記に必要な書類を用意していただきます。

(都市整備課)

4. 防犯カメラの設置について

要望： 市民の安全な生活のため、必要箇所への設置を進めていただくよう要望します。

回答： 当市は今年度から、市内の犯罪や事故が多発する地域などに防犯カメラを設置、管理していく予定です。また、自治会が設置する防犯カメラへの補助についても引き続き実施していきます。

(防災安全課)

5. 住居表示地区の設定について

要望： 住居表示地区の設定を早期にしていだけるよう要望します。

回答：住居表示地区の設定を実施することで、一般的には規則性のある住所になりわかりやすくなるメリットが認められる一方で、当市の現在の住所は、地域コミュニティである自治会名と住所が一致することが多く、住居表示を実施することで、この地に生まれ育った方々の愛着が損なわれる可能性があるという大きなデメリットがあります。

また、ご指摘のありました救急車等の緊急車両への影響については、通報した携帯電話の位置情報から現在地が確認できるうえ、現状の地番に対応したシステムであるため業務への支障がないことを、当市を所管している消防本部に確認しております。

以上のことから、現時点で住居表示を実施する考えはありません。（市民課）

6. 開発指導要綱の見直しについて

要望：開発指導要綱の要件を他の市町と同等に見直ししていただくよう要望します。

回答：開発指導要綱の内容については、法改正等による修正を含め、定期的な見直しに努めておりますが、開発道路を移管するための要件や道路構造の基準などについては、現時点で見直しの考えはありません。（建築営繕課・都市整備課）

7. 独居（高齢）者の見守り及び孤独死対応について

要望：独居老人の見守りについて、民生委員に任せるだけでなく、ライフラインと同様な考えで見守りセンサーといった装置の設置やランニング費用の補助、身寄りのない方や相続人が片付けを拒否した際の遺品整理について補助をするといった貴市としての仕組み作りを要望します。

また、貴市と宅建協会小田原支部との間で、今後の住まいのあり方や他市町に先駆け高齢者住宅に関わる仕組みを作成するといった機会を継続して行えるよう要望します。

回答：当市では、地域福祉の推進機関である社会福祉協議会との連携強化を図りながら、住民、企業、行政が一体となって見守り活動ができるよう、地域による支え合いの仕組みづくりを進めていく考えであります。

当市における独居高齢者の安否を確認する具体的な施策は、「緊急通報システム事業」や「配食サービス」を実施しており、「高齢者あんしん見守り支援事業」を今年7月から新たに開始しています。

また、身寄りのない方が亡くなり、ご遺体の埋葬又は火葬を行う者がいない又は判明しない場合においては、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づき、火葬にかかった費用を市が負担するなどして対応しております。一方、残された遺品整理に関する対応として、現時点では補助制度の創設等の考えはありませんが、全国的な課題でもありますので国等の動向を注視してまいります。（高齢介護課・福祉課）

以上

THE UNIVERSITY OF CHICAGO
LIBRARY
1100 EAST 58TH STREET
CHICAGO, ILL. 60637

THE UNIVERSITY OF CHICAGO
LIBRARY
1100 EAST 58TH STREET
CHICAGO, ILL. 60637